

一世第一二六號

昭和二十三年八月二十八日

熊本縣民生部長

引揚接護廳復員局業務部長 殿

沖繩へ遺骨遺留品送還方に就て

七月二十一日附一世第一一三三號にて連絡して置きました首題の件につき左記の通り發送準備を完了したので送還實施方至急取計はれたい
一、送還枉數

總數	五、四四六	内譯	本宵 六三四
			靈壘 四八一二

二、死者名簿

昭和二十二年四月九日附一復業公第二五號別紙沖繩遺骨等送還準備細部要領に示された様式により左の通り調製し一部を五冊に區分し四部（二十冊）を書留小包郵便（速達）で發送する

第一號	那霸市	五二四	一冊
	首里市	二二一	

第二號 島尻郡 一五〇 一冊

第三號 中頭郡 一一五 一冊

第四號 國頭郡 一三九 一冊

第五號 百古郡 四〇三 一冊
八重山郡 二三九

三、荷送要領

遺骨、遺留品、靈壘（物品）、遺骨箱毎に概ね同型の箱に收容し外部を藁廷で包装する

總數 七五梱（別紙荷送狀と死者名簿と共に四通合送する）

四、死亡時給與金

總金額左の通りで本金額は昨年の送還時と同様沖縄財團理事長へ一括引渡すよう配慮ありたし

東京小島

陸軍

區分送還數一柱に對する

陸軍

區分	送還數	一柱に對する支給額	計	
軍人	五〇六〇	二八〇〇〇〇	九一〇八〇〇〇〇	
軍屬	三八六		四九四九四三〇〇	雇傭人扶助令該當 一三六六名 應徵船員死傷病 手當支給規則該當 一一〇名
計	五四四六		九六〇二九四三〇〇	

五、前項死亡時給與金中軍屬の應徵船員死傷病手當支給規則該當者一〇名分には死亡手當及葬祭料のみを支給し扶養家族加給は戶籍謄本がとれないので支給しない

六、遺骨については沖繩在任の遺族から至急送還方瀕々と連絡があるので速かに送還出来る様取計はれたい

別紙

荷送狀

Invoice

品目	箱数	容積 ^{m³}	重量	摘
Item	Number	Volume	Weight	Abs
遺骨	9	3.33 ^m x 4.5 ^m x 6.18 ^m	318K	
Funeral-urns.	9	3.33 ^m x 4.5 ^m x 6.18 ^m	318K _g	
遺留品	1	0.42 ^m x 0.50 ^m x 0.67 ^m	30K	
Personal effect.	1	0.42 ^m x 0.50 ^m x 0.67 ^m	30K _g	
遺骨箱	65	22.75 ^m x 31 ^m x 44.36 ^m	2610K	
Memorial Urn-boxes.	65	22.75 ^m x 31 ^m x 44.36 ^m	2610K _g	
合計	75	3米立方	2958K	
Total.	75	3 m ³	2958K _g	

昭和二十三年八月一日

11th Aug. 1948.

熊本縣知事

Governor of Kumamoto, Japan

51